

(様式2)

公の施設の指定管理者制度導入施設の管理運営状況調書【対象年度:令和5年度】

所管部・課	企画部まちづくり課
指定管理者	株式会社おもてなしせんぼく

1 施設名等

施設名	仙北市民バス(中川線及び下延八割線)	施設の所在地	仙北市角館町田町上丁11-1
-----	--------------------	--------	----------------

2 施設の概要

設置年月	平成13年4月	根拠条例等	仙北市民バス条例、仙北市民バス条例施行
設置目的	市民の交通手段を確保し、もって福祉の向上に寄与すること		
施設内容	市民バス		
利用料金	小中学生100円、大人200円、回数券、定期券、免許返納制度割引券		

3 指定期間・選定方法

指定期間	令和3年4月1日～令和6年3月31日(3年間)
選定方法	公募(応募者数:1)・非公募(随意指定)

4 収支の状況(決算ベース)

※財源内訳(①指定管理料のみ②指定管理料+利用料金収入③利用料金収入のみ)(税込)(単位:千円)

項目／年度		令和4年度	令和5年度	項目／年度		令和4年度	令和5年度
収入	指定管理料	15,640	15,641	支出	維持管理費	17,509	15,967
	利用料金収入	2,664	2,457		事業費	0	0
	その他	0	0		その他	0	0
収入合計 ①		18,304	18,098	支出合計 ②		17,509	15,967
※臨時的経費除く。				収支差引(①－②)		795	2,131

5 指定管理者の業務内容

(1)市民バスの運行に関する業務(2)市民バスの維持及び修繕に関する業務(3)市民バスの停留所に関する業務(4)その他市長の管理に必要と認める業務

6 利用実績等

(1)利用実績【指標:利用者数・利用件数・稼働率】(単位:人、%)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和5年度(A)	1,635	1,750	1,988	1,496	1,354	1,668	1,703	1,763	1,957	1,486	1,790	1,646	20,236
令和4年度(B)	1,755	1,718	1,897	1,522	1,299	1,500	1,763	1,762	2,068	1,654	1,937	1,684	20,559
(A)/(B)	93.2%	101.9%	104.8%	98.3%	104.2%	111.2%	96.6%	100.1%	94.6%	89.8%	92.4%	97.7%	98.4%

(2)利用料金収入(税込)(単位:千円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和5年度(A)	215	176	219	185	223	227	203	214	223	193	194	185	2,457
令和4年度(B)	292	187	192	178	236	166	216	223	273	214	256	231	2,664
(A)/(B)	73.6%	94.1%	114.1%	103.9%	94.5%	136.7%	94.0%	96.0%	81.7%	90.2%	75.8%	80.1%	92.2%

※1~3、5:所管課記入・4、6:指定管理者記入

7 管理運営状況(実施状況及びそれに対する評価記入) ※項目は施設の状況に応じ加除修正してください。

項 目	指 定 管 理 者	所 管 課		
		評価	評価	
施設の目的に沿った管理運営	利用者に対し概ねスムーズな対応が出来た。	B	協定書、仕様書に基づいた管理運営がなされた。	B
平等な利用の確保	利用者の利用目的に沿った対応をしている。(割引券対応、回数券の車内販売、時刻表の配布等)	B	市民を対象に平等な利用の確保がなされた。	B
利用者サービス向上の取組	割引券等のサービス、車内での時刻表の配布、回数券の販売。忘れ物への対応。乗客への乗降時の気配りができた。	B	お祭り期間中の交通規制や緊急的なルート変更等、車内に情報を掲示する等、利用者への配慮がなされた。	A
自主事業	安全運転、お客様対応、健康チェックの為の朝礼、会議の実施。運行管理、アルコールチェック。	B	安全に運行できるよう、日々の朝礼やチェックが適正になされた。	B
職員・管理体制	事業計画書に基づいた職員配置及び管理を行なった。	B	仕様書及び事業計画に基づいた適正な職員配置、管理体制がなされていた。	A
収支状況	利用者、収入ともに減少しているが利用料金収入は維持できた。	B	昨年度に比べ利用者数は減少したが、利用料金収入は維持できている。	B
今年度の取組 (令和5年度)	指定期間受託最終年度として、次の指定管理者への引継ぎを実施し、期間満了を以って終了した。			
総合評価	概ね協定書に基づいた管理運営をしている。	B	概ね協定書に基づいた管理運営がなされていた。	B

〈指定管理者評価区分〉

- A:仕様書等の内容を上回る成果であった。
 B:おおむね仕様書等の内容どおりの成果であった。
 C:仕様書等の内容を下回る項目があった。
 D:仕様書等の内容に対し、重大な不適切な事項があった。

〈所管課評価区分〉

- A:仕様書等の内容を上回る成果があり、優れた管理運営が行われた。
 B:おおむね仕様書等の内容どおりの成果があり、適正な管理運営が行われた。
 C:仕様書等の内容を下回る項目があり、さらなる工夫・努力が必要である。
 D:仕様書等の内容に対し、重大な不適切な事項が認められ改善を要する。

8 制度の効果及び施設管理運営の課題

項 目	指 定 管 理 者	所 管 課
制度の効果	利用者に概ねスムーズな対応が出来、利用者の評価を得たと考えられる。	年々現状が変化する中、安定した運行管理が確保できたのは指定管理制度による効果である。
施設の管理運営の課題	バスの老朽化、メンテナンスなど。冬期積雪時、交通規制のさらなる安全対策。	バスの修繕やタイヤの管理など運営方法により費用が変化する部分については、今後も指定管理事業者とやり取りして効率化を図る。

※7～8:指定管理者及び所管課記入